

台湾でのインバウンド誘客促進商談会に係る業務 仕様書

1 目的

ひょうご観光本部では、神戸空港を利用して兵庫県を訪れるインバウンドの誘客促進に向けた施策を展開している。

本業務は、兵庫県の認知拡大及び本県の宿泊施設、観光施設、交通事業者等の利用客の増加を目的とする。その目的達成のため、台湾において現地旅行会社との商談会を開催し、観光業に係る県内企業の販路拡大や事業パートナーの探索等を支援する。業務履行にあたっては、参加企業の選定、商談会会場の準備に加えて、県内企業と現地旅行会社との商談を円滑に進めるための通訳、商談後に商談成果の調査をおこなうことが重要である。

2 業務の名称

台湾でのインバウンド誘客促進商談会に係る業務

3 実施主体

公益社団法人ひょうご観光本部（以下、委託者という）

4 委託費、契約期間

- (1) 委託費：7,000,000 円を上限とする（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (2) 委託期間：契約日～令和9年2月28日

5 商談会概要

- (1) 対 象：兵庫県内に事業所を置く企業等（各会場 15～20 社程度を想定）及び
台湾に拠点を置く現地旅行会社（各会場で 30～40 社程度を想定）
- (2) 日 時：令和8年12月2日（水）及び12月3日（木）
- (3) 都 市：台中市、高雄市
各都市で1日ずつ開催する
- (4) 会 場：4つ星相当またはそれ以上のグレードのホテルの宴会場等
- (5) 形 式：商談会会場での面談
- (6) 商談数：県内企業1社あたり各都市5社以上
- (7) 主 催：公益社団法人ひょうご観光本部

(8) スケジュール

期日	内容
令和8年8月7日	参加募集開始及び質問受付開始
8月14日	質問受付締切
8月21日	各提案書提出締切
8月下旬	審査実施、審査結果通知
9月上旬	契約締結、事業開始
12月2日及び 12月3日	商談会実施
令和9年2月	実績報告、事業終了

6 委託業務内容

(1) 商談会の企画・実施・運営

ア 現地旅行会社の募集

商談会に参加する現地旅行会社を募集する。募集する現地旅行会社は神戸空港を利用し、兵庫県で宿泊する団体旅行の商品造成に意欲的な企業であること。参加企業は台中市、高雄市各会場で30～40社程度を想定する。

イ 商談会の実施・運営

県内企業と現地旅行会社との商談会を実施、運営すること。県内企業ごとに個別のブースを設け、県内企業1社あたりの商談件数は各都市5社以上とする。

商談会の冒頭に次の事柄も合わせて実施すること。その際、ワイヤレスマイク、プロジェクタ、スクリーンを使用する。

- ・兵庫県をPRする動画の上映
- ・必要に応じ、台湾側来賓者の挨拶
- ・商談会の注意事項、スケジュールの説明

また、商談会会場内において、商談会参加者向けに自由飲食が可能なドリンク類及び軽食を提供すること。提供する飲食物の例を企画提案書に明記すること。

商談会の終了後、会場内において県内企業及び現地旅行会社に対しアンケート調査を実施し、回収すること。アンケート調査の項目を事前に委託者に示し、承認を得ること。

ウ 意見交換会の実施・運営

商談会の後、県内企業及び現地旅行会社の参加者が自由に意見を交換できる意見交換会を実施、運営すること。

意見交換会会場ではアルコールを含むドリンク類及び食事を必要人数分提供すること。提供する飲食物の例を企画提案書に明記すること。

エ 通訳の準備

中国語、日本語が話せる通訳を各会場 5 名ずつ用意すること。通訳は、ビジネスレベルの通訳とし、商談会に参加する県内企業の情報を商談前に通訳者に提供すること。通訳者は受付業務、冒頭におこなう注意事項及びスケジュール説明等、県内企業と現地旅行会社との商談、県内企業と現地旅行会社との意見交換、及び当事業を円滑に進めるために必要と判断される場合に通訳をおこなうものとする。

オ 備品の準備

県内企業及び現地旅行会社の参加者、通訳がつける名札を用意すること。県内企業が出展する各ブースの卓上には、企業名を表記したパネルスタンドを用意すること。その他、セミナー、商談会、意見交換会の実施、運営に際して必要と思われる備品を用意すること。

カ マニュアルの作成

受託者は、本事業を円滑に進めるための業務マニュアルを作成し、委託者の承認を得ること。マニュアルには以下の項目を含めること。

- a) 概要および全体タイムスケジュール
- b) 運営体制図および緊急連絡網
- c) 参加する県内企業及び現地旅行会社のリスト
- d) 会場配置図および設営・撤去手順
- e) 当日受付・案内・商談時間管理およびアンケート回収等の業務フロー
- f) 急病・災害等発生時の緊急時対応マニュアル

キ 報告書の作成・提出

受託者は、事業完了後、下記の内容を含む報告書を委託者へ提出すること。

- a) 商談会へ出席した県内企業及び現地旅行会社の企業名・出席者名
- b) 県内企業及び現地旅行会社へのアンケート結果・分析結果

7 実施体制

受託者は、本業務を正確かつ確実に実施するため、実施責任者及び実施担当者を配置することとする。なお、実施責任者と実施担当者は同一でも構わない。

下記について、具体的な実施体制を企画提案書に記載すること。

(1) 当日の運営体制

商談会当日における、会場の運営体制（人数・配置等）を明示すること。

(2) バックアップ体制

担当者が欠けた場合等、どのような体制で業務遂行するのか明示すること。

- (3) 現地の協力企業・協力機関等
応募事業者は、本業務を円滑に実施にあたり、現地の政府機関、関係機関等と緊密に連携を図ることとし、具体の提携先、提携方法、内容について、企画提案書に記載すること。
- (4) 不測の事態への対応
台風、地震等の天災、感染症の蔓延等の事由により商談会及び意見交換会が実施できない場合の対処法について明記すること。

8 その他

- (1) 応募事業者は、下記の内容を含む業務スケジュールを企画提案書に記載すること
 - ア 商談会の企画・運営
 - a) 商談候補先となる現地旅行会社のリストアップ
 - b) 商談会会場及び意見交換会会場の選定
 - イ 商談成果の調査・報告
 - ウ 最終報告書の提出（令和9年2月26日迄に提出すること）
- (2) 受託者は、原則、1ヵ月に1回以上、委託者へ進捗を報告すること。
- (3) 商談会へ参加する県内企業の募集は委託者がおこなう。参加者が確定次第、委託者は受託者に参加者名簿を通知する。
- (4) 委託者は事前に、台北、高雄両都市において商談会会場及び意見交換会会場の視察をおこなう予定である。受託者は、各会場へその旨を伝え、アポイントメントをとること。なお、受託者にこの視察への立ち会いを求めるものではない。
- (5) 商談会実施前に、県内参加者向けの説明会を委託者がおこなう。説明会の開催は11月を予定している。

9 留意事情等

- (1) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報について、第三者に漏らしてはならない。また、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について委託者に随時報告を行い、その指示に従うこと。
- (3) 受託者は、委託者が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については、委託者の指示に従うこと。
- (4) 受託者は、本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 委託契約の締結
 - ア 契約に関する事務は委託者で行う。

イ 委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。

ウ 契約条項は、委託者において示す。

エ 契約の相手方となる事業者は、契約金額が 200 万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の 10 分の 1 の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証契約を締結した場合、及び過去 2 年間に法人、国（公社・公団を含む）、地方公共団体その他理事長が指定する公共団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

（6）契約の解除

ア 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し委託料の支払いをしない、もしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。

イ 上記アにより契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

（7） 委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

（8） 受託者は、委託者が提供する画像を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きをおこなうこと。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること。

（9） 本事業の成果物に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則委託者に帰属する。また、加工及び二次利用する場合は、事前に双方協議のうえ決定する。なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。ただし、委託者より提供される資料や写真等についてはこの限りではない。

（10） 本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲及び再委託金額等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という）に再委託すること

ができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

(12) その他

ア 受託者は、本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、その都度速やかに委託者と協議したうえで、その指示に従わなければならない。

イ 委託者が必要と認めるときは、協議の上、契約の内容を変更することがある。この場合において、委託料又は契約期間若しくはその両方を変更する必要があるときは、協議により定めるものとする。

ウ 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議のうえ、定めるものとする。